

鳥取県告示第178号

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成24年3月12日	653	鳥取市滝山417-47	ますや酒店 西尾節雄	鳥取市滝山417-47